

国民健康保険加入者は、国民健康保険証（加入者）及び個人番号の確認ができるものが必要です。
国民年金加入者は、基礎年金番号通知書・年金手帳または個人番号の確認ができるものが必要です。

太線のわく内だけ黒のボールペンで記入してください。

国民健康保険 関係届（申出）
国民年金

（あて先）大 阪 市 長
大 金 事 務 所 長

電話番号（白・勤・携・他） 該当者（1・2・3・4・5）	届出理由 ・ 社保離脱 ・ 社保加入 ・ 生保廃止 ・ 生保開始 ・ 出の ・ その他	住民登録 有・無 ()	ファイルNo
---------------------------------	---	--------------------	--------

異動年月日 平成・令和 年 月 日	私は、資格確認、保険給付及び保険料に関して必要な場合、課税台帳等の関係公簿及び課税資料を閲覧されることに同意します。なお、以上の内容については、以下の者の承諾を得ています。 世帯主 現住所(〒 -)	
届出年月日 令和 年 月 日	世帯主 氏 名	
年 月 日	個人番号	
本年1月1日現在の住所 ☐ 同上		本年1月1日現在の世帯主の氏名 ☐ 同上
国民年金資格再取得者の最後に資格を喪失した当時の住所・氏名 ☐ 同上		区コード 新被保険者番号
		区コード 旧被保険者番号

世帯区分	普	擬	普→擬	擬→普	異動理由 市外転入 入 国 市外転出 出 国 社保離脱 国組離脱 社保加入 国組加入 出 生 生保廃止 死 亡 生保開始 区間転入 世帯分離 区間転出 世帯合併 後期離脱 その他増 後期障がい その他減 復 活 中 抜 き 職権消除 続柄変更 旧被扶養者 区内転居 氏名変更 世帯主変更 在留資格変更 在留期間更新 その他
証等の処理	保険証	資格確認書	資格情報のお知らせ	新規追加	
	回収	異動区分	新規追加	一 終	
	未回収		追 加	全 終	
	訂 正		交 付	変 更	
未訂正	引替交付	交付年月日	年	月	日

フリガナ		生まれた日	性別	世帯主からの続柄	個人番号		マイナンバーカードの健康保険証利用登録の有無(※)	適用開始 終了年月日	給付開始 年月日	高齢受給者証の処理			学生							
氏	名				基礎年金番号								回収	訂正	交付	住特				
		明大昭平令 年 月 日	男										有		始		回収	訂正	交付	学生
			女										無				未回収	未訂正	未交付	住特
		明大昭平令 年 月 日	男										有		始		回収	訂正	交付	学生
			女										無				未回収	未訂正	未交付	住特
		明大昭平令 年 月 日	男										有		始		回収	訂正	交付	学生
			女										無				未回収	未訂正	未交付	住特
		明大昭平令 年 月 日	男										有		始		回収	訂正	交付	学生
			女										無				未回収	未訂正	未交付	住特
		明大昭平令 年 月 日	男										有		始		回収	訂正	交付	学生
			女										無				未回収	未訂正	未交付	住特
		明大昭平令 年 月 日	男										有		始		回収	訂正	交付	学生
			女										無				未回収	未訂正	未交付	住特

個人番号の変更時期	交付時必要書類等	本人確認	個人番号確認	健康保険記号	番号	確認資料	住基連絡	全終連絡	代理人の住所・氏名
1.() 2.() 3.() 4.() 5.()	・ 資格喪失証明書 ・ 基礎年金番号通知書 ・ 年金手帳 ・ 年金証書 その他必要書類等	・ マイナンバーカード ・ 運転免許証 ・ 住基カード(写真あり) ・ パスポート ・ 障がい者手帳 (身体・精神・療育) ・ 在留カード ・ その他	・ 健康保険証 ・ 住基カード(写真なし) ・ 基礎年金番号通知書 ・ 年金手帳 ・ 年金証書 ・ 年金関係通知書 ・ 学生証 ・ その他	・ マイナンバーカード ・ 通知カード ・ 住民票の写し 等 ・ 国保等システム ・ その他 () ・ 未確認 ・ 確認不可	得喪年月日 年 月 日 得・喪 被保険者等 会 社 名 保険者番号 保 険 者 名	1 被保険者証 2 電 話 3 別 紙 4 年金証書 年金届出 済・未	入 力 所 得 照 合	異動結果確認票	電話番号

※マイナンバーカードは、有効期限内かつ電子証明書(5年毎に更新が必要)が有効であるものに限りです。資格喪失時は利用登録の有無の記載は不要です。

国民健康保険(資101)

(注) 住所・氏名等の異動に関係ない場合の届(申出)です。